

○内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、告示第 号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
建設省、運輸省、厚生省、総理府、大蔵省、
郵政省、農林水産省、文部省、
労働省、通商産業省、令第一号）第三条

の二第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年四月
内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

「二〇九 略」

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくはその部分品若しくは素材等

ハ 「略」

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はPHS電話機を除く。）

改正前

別表

「二〇九 同上」

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。）

ハ 「同上」

「新設」

「新設」

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業
イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワ
ット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼルエ
ンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクラ
ンクシャフトに限る。）

「ロ〇ハ 略」

「十二〇十六 略」

十七 細分類二一七―ガラス繊維・同製品製造業（石英系光
ファイバ素線の製造業に限る。）

十八 細分類二二二―コンクリート製品製造業（数値制御を
行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供さ
れる鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）の製造業
に限る。）

十九 「略」

二十 細分類二三二―ファイバケーブル製造業（通信複合
ケーブルを含む）（石英系ファイバケーブルの製造業に限
る。）

二十一 「略」

二十二 「略」

二十三 「略」

二十四 細分類二六六三―金属工作機械用・金属加工機械用部
分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）（数値制御を
行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供さ
れるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業
に限る。）

「号を削る」

二十五 「略」

二十六 「略」

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業
イ ディーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最
大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及び
その部分品（クランクシャフトに限る。）

「ロ〇ハ 同上」

「十二〇十六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

十七 「同上」

「号を加える。」

十八 「同上」

十九 「同上」

二十 「同上」

「号を加える。」

二十一 細分類二六七―半導体製造装置製造業

二十二 「同上」

二十三 「同上」

二十七 〔略〕

二十八 〔略〕

二十九 細分類二八二一―抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。）

三十 〔略〕

三十一 〔略〕

三十二 〔略〕

三十三 〔略〕

三十四 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三十五 〔略〕

三十六 〔略〕

三十七 〔略〕

三十八 〔略〕

三十九 中分類三三一―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号に規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）に限る。）

四十 〔略〕

二十四 〔同上〕

二十五 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十六 〔同上〕

二十七 〔同上〕

二十八 〔同上〕

二十九 〔同上〕

〔号を加える。〕

三十 〔同上〕

三十一 〔同上〕

三十二 〔同上〕

三十三 〔同上〕

三十四 中分類三三一―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（最大出力五万キロワット以上の発電所を有する者に限る。）に限る。）

三十五 〔同上〕

四十一 〔略〕

四十二 〔略〕

四十三 〔略〕

四十四 第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四

十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十五 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（口に該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二

三十六 〔同上〕

三十七 〔同上〕

三十八 〔同上〕

三十九 第十二号、第十三号、第十六号、第三十四号から第三

十七号まで、第四十二号から第四十四号まで及び第四十七号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（口に該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条

条第二項に規定する保険会社をいう。)、保険持株会社(同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。)、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。)若しくは投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。)を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。)(以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。))又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。))が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。))をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつゝ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ」ロ 略

四十六 [略]

四十七 [略]

四十八 [略]

四十九 [略]

五十 [略]

第二項に規定する保険会社をいう。)、保険持株会社(同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。)、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。)若しくは投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。)を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。)(以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。))又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。))が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。))をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつゝ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ」ロ 同上

四十一 [同上]

四十二 [同上]

四十三 [同上]

四十四 [同上]

四十五 [同上]

五十一 「略」

五十二 「略」

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

四十六 「同上」

四十七 「同上」

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。